

第3次健康くさつ21（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

## 実施結果

- 1 実施期間 令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで
- 2 意見者数 1人
- 3 意見総数 6件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）
- 4 意見の反映件数 2件

## 周知方法

広報媒体	実績
本編（案）の配架	配架場所（閲覧者数） ・健康増進課 ( 0人) ・情報公開室 ( 0人) ・草津市立図書館 ( 0人) ・南草津図書館 ( 0人) その他の配架場所 ・草津市社会福祉協議会 ( 0人)
資料送付	送付数： 0件（団体0件、個人0件）
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数：26件（2月6日確認）
広報紙	1月号
資料提供	12月20日付け
その他 （Facebook、LINEVOOM 配信）	1月5日付け

## 結果公表

- ・市ホームページ 3月下旬
  - ・広報紙 4月号
  - ・資料配架 3月下旬～9月下旬（予定）
- 配架場所 ・健康増進課 ・情報公開室 ・草津市立図書館  
・南草津図書館 ・草津市社会福祉協議会

第3次健康くさつ21計画（案）

提出された意見と市の考え方

No	意見（ページ数）	市の考え方
1	<p>（47ページ）</p> <p>「喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）」について、目標値は「減少」ではなく、第3次健康日本21に準拠して、具体的に数値を設定してほしい。</p>	<p>国の示す目標値（12%）を本市の現状値（11.5%）が既に達成していることから、「減少」としており、現行の表記のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>（47ページ）</p> <p>「未成年者の喫煙をなくす」について、高校生を指標にするのは構わないが、「未成年者」は「20歳未満者」に変更してほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、18、19歳の方も喫煙は禁止であるため、「20歳未満の者」に表現を修正いたします。</p>
3	<p>（47ページ）</p> <p>「妊娠中の喫煙をなくす」について、目標値は0.0%にしてほしい。</p>	<p>計画案策定時に、国において目標値が示されていなかったことや、県の目標値が未公表でありましたことから「減少」としておりましたが、現在、県が実施されております「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第3次）」のパブリックコメントにおいて、「妊婦の喫煙をなくす」については、「目標値（R17）0%」と示されておりますことから、これと整合を図り、「0%」に修正いたします。</p>
4	<p>（48ページ）</p> <p>「喫煙者は、喫煙以外のストレス解消法をみつけましょう。」について、「喫煙者は、喫煙がストレス解消法にならないことを理解しましょう」に変更してほしい。</p>	<p>喫煙がストレス解消法にならないことを理解したうえで、喫煙以外のストレス解消法をみつけることが重要であると考えますことから、表現は修正いたしません。御指摘の視点を踏まえた啓発を行ってまいります。</p>

5	<p>(48ページ)</p> <p>「行政の取組」に、「市役所のJT寄贈喫煙所を撤去する」を追加してほしい。</p>	<p>改正健康増進法の施行に伴い、本市では庁舎内の喫煙所は全て閉鎖撤去し、庁舎敷地内禁煙としておりますが、不適切な場所での喫煙やポイ捨てが見受けられ、庁舎周辺に悪影響を及ぼしていたことから当該喫煙所を設置いたしました。こうした経緯を踏まえ、現行の表記のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>(60ページ)</p> <p>「行政の取組」に、「駅前の喫煙所を撤去する」を追加してほしい。</p>	<p>路上喫煙禁止区域を指定する際に、草津市路上喫煙対策委員会から「喫煙場所を設置することが、禁止区域の指定による喫煙の禁止を徹底するために効果的である」との意見をいただき、路上喫煙や受動喫煙の防止のため当該喫煙所を設置いたしました。こうした経緯を踏まえ、現行の表記のとおりとさせていただきます。</p>

▼原案への反映について

パブリックコメントの実施結果を踏まえ、必要な事項について原案の修正を行います。